

動物愛護管理推進協議会（第3回）
市民交流・動物愛護部門について



平成28年10月12日
札幌市動物管理センター

骨子案における「コンセプト」は



- ①動物愛護教育の中心となる施設
- ②適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- ③動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- ④多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- ⑤保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設

「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」
の実現に向けて

●機能設置の目的：目的の成果を上げるためには、今までに関わりのあった市民（飼い主や動物愛護団体、ボランティアスタッフ）だけでなく、**広く地域住民の動物に対する関心を引き寄せることが重要。**

一般の方々に動物への関心を抱かせるためには、足を運ぶ「仕掛け（きっかけ）」を**ソフト、ハードの両側面から計画**する必要がある。

そこで、国内の先進施設における交流の
仕掛け（きっかけ）の事例を整理する。



1.譲渡促進の物理的仕掛け：

京都：

・屋内外から観覧可能な**収容スペース**がある。
屋外犬収容スペースについては、フェンスから指等が入り危険なため使用不能の状態にあるが、ある程度の高さまでアクリルで覆う、もしくはバッファーを確保して手前にフェンスを付けるなどの設計で修正対応が可能。

・事務所棟に譲渡希望の市民と動物がふれあう「ふれあい室」がある。

観覧可能な収容スペース



1.譲渡促進の物理的仕掛け：

横浜：

・屋内外から観覧可能な**収容スペース**がある。

・ガラス越しに希望する犬や猫の観覧が可能である。

観覧可能な収容スペース



1. 譲渡促進の物理的仕掛け：

京都：

- ・事務所棟に譲渡希望の市民と動物がふれあう「ふれあい室」がある。

横浜：

- ・屋外の「ふれあい広場」から「猫ふれあい室」、「犬ふれあい室」、「猫の家」の動物を見ることができる。

- ・「猫の家」の猫は、敷地外の通りを歩く人からも見える。

ふれあい室
(京都)



ふれあい広場
(横浜)



猫の家
(横浜)



犬ふれあい室
(横浜)



2.一般市民の施設利用促進：

横浜：

・ボランティアや飼い主などのほか、必ずしも動物に関わらない市民をも対象とした施設開放機能が充実している。

・各室はすべて無料開放されており、予約制（抽選）である他は利用制限はない。

2.一般市民の施設利用促進：

横浜：

・「視聴覚兼研修室」：講演会、会議、研修、趣味サークル（社交ダンス・ヨガ等）、映画等上映会、音楽会など、多目的に利用可能。

・室内はパーティションによって分割できる（最大150人程度収容可能。イス席のみの場合は300人）

視聴覚兼研修室



2.一般市民の施設利用促進：

横浜：

・「飼育体験実習室」：ドッグダンス、生態学習、犬のしつけ訓練など、多目的な利用が可能。

・アレルギー等で、間近で動物を見ることができない人のために、2階に観覧スペースを設置している。水場（シンク）設備あり。

飼育体験実習室



2.一般市民の施設利用促進：

横浜：【ハード面の機能強化】

・「市民活動室」：町内会等の打ち合わせなどに利用されているスペース。

・動物に関する資料・図書も整備され、閲覧自由となっている。

市民活動室



2.一般市民の施設利用促進：

京都：【ソフト面の機能強化】

- ・玄関ホール部分にパーティションで仕切られた4畳程度の「ボランティア活動スペース」がある。

ボランティア活動スペース



2.一般市民の施設利用促進：

横浜：

- ・「グルーミング体験室」：犬のシャンプーやトリミングを体験できる。

- ・ボランティアのトリマーが一般の利用者に対して、トリミングやベーシック（耳掃除、シャンプーなど）を教えている。

グルーミング体験室



2.一般市民の施設利用促進：

横浜：

・「ふれあい広場」：周囲に柵が設けられており、市民が利用する際は施設で利用手続きをする。

・ドッグランとは異なり、使用の際はリードが必要。

ふれあい広場



2.一般市民の施設利用促進：

京都：

・小型・中型犬用と大型犬用の2つの有料ドッグランが公園内に建設されている。

・民間のドッグランが市内に1つしかなく、公営のものが求められていた。

※問題点★利用者が譲渡した飼い主ばかり
(利用者が限定的)

★ドッグランの管理が職員対応
(利用が低調で委託ができない)

ドッグラン (京都)



3.ソフト事業・その他：

京都：

・ホール壁面全体が、ボランティアが取りまとめた譲渡対象動物や動物愛護に関する情報掲示板になっている。

ホール壁面全体



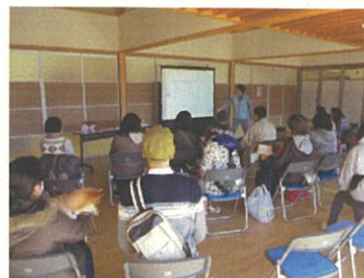
3.ソフト事業・その他：

京都：

・犬猫の適正な飼養や動物愛護を啓発するため、マンスリーイベントを毎月実施している。
(定員30名 申込は先着順)

・例えば、3月のマンスリーイベントとして、「犬猫の歯磨き教室」を開催。
犬猫の歯の磨き方について、デモンストラーション等を通じて学ぶ。

京都 マンスリーイベント



3.ソフト事業・その他：

横浜：

- ・市民の要望や地域の特性に合わせて各区保健福祉センターと連携しながら、動物愛護に関する様々な教室を**施設を拠点として開催**。
- ・愛犬の正しいしつけ教室、お手入れ教室、散歩マナー教室、わんにゃん教室（小学校低学年、未就学児向け動物愛護教室）など。
- ・さらに動物愛護と適正飼育について関心と理解を深めるイベントを開催。

横浜 わんにゃん教室



4.その他考えられる交流機能：

- ・飼い主や動物に必ずしも関心のない市民にも広く情報発信や交流のきっかけを提供する。
- ・昨今、地域では習い事や地域活動の打合せ等を行う場所の不足が問題となっている。
- ・これらの市民活動を積極的に吸収し、文化教室や町内会館、活動成果の展示スペース等を有して**市民の交流拠点**とすることにより動物に関する情報発信や交流のきっかけを提供。

市民交流・動物愛護部門について（まとめ）

- 1.譲渡促進の物理的仕掛け：
ふれあい室、ふれあい広場、猫の家など
- 2.一般市民の施設利用促進：
視聴覚兼研修室、飼育体験実習室など
- 3.ソフト事業・その他：
情報掲示板、各種教室、イベントなど
- 4.その他考えられる交流機能：
市民の交流拠点化

骨子案における「コンセプト」は



- ①動物愛護教育の中心となる施設
- ②適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施設
- ③動物関係団体等と連携協働した活動を推進する施設
- ④多くの市民が集い、共に学習・交流することを推進する施設
- ⑤保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設

人にも動物にも優しい街づくり



皆さんとともに
「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」
を目指して、取り組んでいきます

ご清聴ありがとうございました